

情 報 局 編 輯

# 週 報

五月二十八日號

第二四二號  
昭和十六年五月二十八日  
郵務特准掛號  
（每週一回本報日發行）

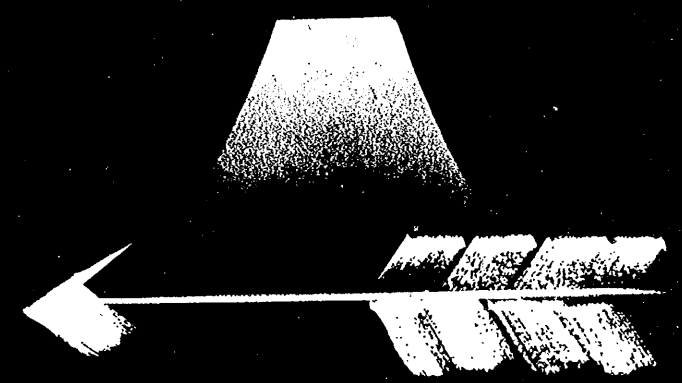


商工奉仕委員制度の設置  
正しい歩き方とは  
國民映畫と國民演劇  
醫藥品衛生材料の生産配給統制  
イ  
ラ  
ク  
の  
情  
勢

中原の大殲滅戰

五錢

# 商道に映せ 本日美しさ



## 新商道徳の樹立

露光量違いにより重複撮影

### 週報

第二四二號  
五月十八日

商工奉仕委員制度の設置  
商工省

中原の大猷減戦……大本營陸軍部……  
國民映畫と國民演劇………

醫藥品と衛生材料の生産配給新制  
厚生省衛生局

強化された外國爲替管理……  
大藏省爲替局

正しい歩き方とは  
厚生省

イラクの情勢………

### 週日誌

五月十六日(金)  
 ▼海軍航空隊重慶を猛爆 ▼東  
 地中海全部を危険水域に指定の  
 旨英當局公表

五月十七日(土)  
 ▼妻知の國家管理實施を當局公  
 表 ▼獨伊空軍イラクに進出  
 英空軍基地を爆撃 ▼英佛空軍  
 シリアで交戦開始 ▼クロアチ  
 ア新國王にスボレット公アイモネ  
 殿下御就任と決定

五月十八日(日)  
 ▼皇軍、中原作戰第一期戦を終  
 了、戦果を發表し敵遺棄兵器三万三  
 千五百、捕虜一万余、自擲品庫三  
 六門、迫撃砲七十九門、重砲三、百五、  
 小銃約二万、陸軍總司令部、西安  
 を爆撃

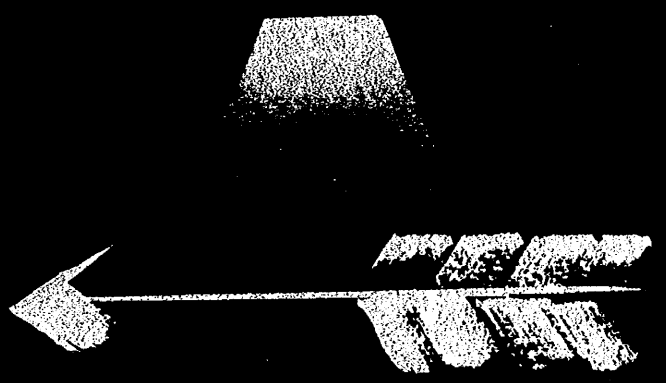
五月十九日(月)  
 ▼關西御警中、皇居陛下宮  
 城に警戒あらしめらる ▼日ソ  
 中立條約の批准を交換 ▼帝國

五月二十一日(水)  
 ▼衛生院總會を開催、新會員十一  
 氏を推選 ▼京濱港開港 ▼獨  
 軍、落下傘・クワイター部隊を  
 以てクレタ島攻撃を開始

五月二十二日(木)  
 ▼皇軍、目的を達成し惠州方面  
 より轉進 ▼科學院總會第五回  
 總會を開催、答中原案を可決  
 す ▼獨英軍、クレタ島に激戦  
 を展開 ▼獨機、英國東地中海  
 艦隊を猛攻し巡洋艦四隻、驅逐  
 艦數隻を撃沈す

五月二十三日(金)  
 ▼天皇陛下、青年學校生徒三萬  
 四子を御慰問 ▼海軍航空隊、  
 閩州を爆撃、敵十數機を撃墜  
 五月二十四日(土)  
 ▼中支軍、江北作戦を終了、戦  
 果を發表し敵遺棄兵器八千三百、捕虜  
 七千、自擲品庫九、重砲百十  
 ▼海軍航空隊、成都・閬州を焦  
 撃、敵十數機を撃墜す

# 商道に映せ 本日美しさ



# 新商道徳の樹立

露光量違いにより重複撮影

## 週報

第二四二號  
五月二十八日

商工奉仕委員制度の設置  
商工省…二

中原の大殲滅戦…大本營陸軍部…二

國民映畫と國民演劇……六

醫藥品と衛生材料の生産配給統制  
厚生省衛生局…三

強化された外國爲替管理(六)  
大藏省爲替局…六

正しい歩き方とは  
厚生省…三

イラクの情勢……四

## 週間誌

五月十六日(金)  
▽海軍航空隊重轟を猛爆  
▽東地中海全部を危険水域に指定の旨英當局公表

五月十七日(土)  
▽麥類の國家管理實施を當局公表  
▽獨逸空軍イラクに進出  
英空軍基地を爆撃  
▽英佛空軍シリアで交戦開始  
▽クロアチア新國王にスポレット公アイモネ殿下御就任と決定

五月十八日(日)  
▽皇軍、中原作戰第一期戦を終了、戦果を發表  
敵遺棄兵器三万五千五百、捕虜一万五千、肉體品出陣二千六門、迫撃砲七十九門、重砲三百五十七、小銃約二万  
▽陸軍航空隊、西安を猛爆

五月二十日(火)  
▽關西御巡啓中の皇后陛下宮城に濃啓あらせらる  
▽日ソ中立條約の批准を交換  
▽帝國

五月二十一日(水)  
總務院總會を開催、新會員十一氏を推薦  
▽京濱港開港  
▽獨逸、落下傘・クワイター部隊を以てクレタ島攻撃を開始

五月二十二日(木)  
▽皇軍、目的を達成し惠州方面より轉進  
▽科學院議會第五回總會を開催、答申原案を可決す  
▽獨逸軍、クレタ島に濃啓を展開  
▽獨逸機、英國東地中海艦隊を猛攻し巡洋艦四隻、驅逐艦數隻を撃沈す

五月二十三日(金)  
▽天皇陛下、青年學校生徒三萬四千を御親閲  
▽海軍航空隊、蘭州を猛襲、敵十數機を撃墜

五月二十三日(金)  
▽中支軍、江北作戰を終了、戦果を發表  
敵遺棄兵器八千三百、捕虜七百、肉體品迫撃砲九、重砲四百十

▽海軍航空隊、成都・蘭州を猛爆、敵十數機を撃墜破す

# 商工奉仕委員制度の設置

商 工 省

## 一 商工奉仕委員制度の由來

近時國際情勢の急迫化に伴つて、内外の經濟情勢は一日とその重大性を加へつゝあるが、この間において中小工業者層の窮迫が社會一般の耳目を惹いてゐることは周知の通りである。しかもこれらの中小工業者はわが國人口の大部分を占める社會層であり、今次事變において相當數に上る出征者を送り出してゐるものと認められる。従つて、政府では中小工業対策について鋭意考慮を拂ひ、且つその施設に萬全を期してゐる。即ち、昨年十月二十二日の閣議決定を以て中小工業

對策についての一般方針が確立され、中小工業部門における組織機構の整備と中小企業の改善合理化を圖り、これによつて中小工業の維持育成を期すると共にその營業維持を困難とするものについては、軍需産業、生産擴充産業、滿洲農業開拓民といふやうな多數の勞力を要求してゐる部門へ積極的に職業の轉換を行ふやうに指導することとなつた。而して、この方針を遂行する施設として財團法人國民更生金庫、國民職業指導所及び國民勤勞訓練所の三機關が設けられてゐる。これらの新施設は從來の轉業に關する諸種の施設と相俟つて中小工業者の窮狀打開及び福利更生に資するところ大なるものが

あるであらう。しかしながら、何ぶんにも中小工業はその數尠大に上り、またその事業の内容も種々雑多であるから、個々の中小工業者に對しそれ／＼の事情に則した指導を行はねば對策の實効を期することが困難である。そこで政府の方策を體して中小工業者の經營の實際的指導、轉業轉職の指導斡旋或ひはまた應召者の營業援護等を行ふ協力者を設け、これらの人々に、中小工業者に對する政府の溫い手として活動してもらふことが極めて必要且つ適切である。これが今般商工奉仕委員制度が設けられた所以である。

商工奉仕委員制度は、昭和十三年度に商業奉仕委員制度として創設され昭和十四年度から擴充改稱された産業奉仕委員制度及び昭和十四年度以降行はれて來た商工更生委員制度の二者を母胎として生れたものである。前者の産業奉仕委員制度は應召商工業者の營業を援護し、その家族または遺族の生活を安定させ、戦線にある勇士に後顧の憂をなからしめるとともに、歸還後直ちに復業させようとする戦後施設であり、後者の商工更生委員制

度は、物資の統制その他の經濟統制の結果、營業の不振を來した商工業者の營業の維持または轉換について懇切な指導斡旋を與へようとする轉業對策の一施設である。従つて兩者は、一應その目的とするところは異なるが、しかし、廣く見ればいづれも中小工業者に對する援護指導を目的とするものであるばかりでなく、兩制度の委員は同一人がこれを兼任する例が多く、二者はその運用上密接な關係を有してゐる。

右のやうな事情と最近における經濟情勢の急激な進展に鑑み、兩者を一つの制度に統合してその運用を圓滑にするとともに、これを一段と擴充強化し、中小工業者に對する政府の下部組織網を整備し、上意下達を圖り、併せて業界の下情上達を期するため、今般の商工奉仕委員制度が設置されるに至つたのである。

## 二 商工奉仕委員制度の組織

商工奉仕委員制度は各道府縣にそれ／＼實情を考慮して設けられるのであるが、その機構は大體次の通りである。

即ち商工奉仕委員制度は、前述のやうに中小商工業者を対象とする方面委員制度の如きもので、その目的は事變下における中小商工業者の營業に關する援護指導を與へることにある。この點からみて商工奉仕委員は、なるべく多數これを任命して商工業者の手引にすることが必要であるが、目下のところ東京府の如きその定數一千名を超えるものを除き、一府縣當り概ね二、三百名を定數とし、全國を通じて約二萬五千名に上る見込である。

商工奉仕委員は知事によつて任命される名譽職である。その銜は主として商工業者または商工團體役職員のやうな、業界の實情に通じ、且つ經濟方面で指導的手腕を有する人々の中から銜衡することになつてゐる。即ち商工奉仕委員は老齡または若手に過ぎず、近隣の信望篤く、本制度に熱意と理解をもち、且つ責任を持つて獻身的に活動できるものであることは勿論必要であるが、成るべく商業組合または工業組合の役員その他擔當地區内における經濟事情に精通し、經驗豊富なものでなければならぬ。そしてその銜衡に當つては豫じめ知事が關係

市區町村長、警察署長等の意見を徴することになつてゐるが、要は右のやうな資格を有するもので實際的援護指導に當り得るものであることを要する。實際においては従前の産業奉仕委員又は商工更生委員であつたものの中から選任する場合が多いと思はれるが、右の諸點に鑑み人選には慎重を期し、本制度の積極的な活動を期する方針である。

商工奉仕委員は任期一ヶ年の名譽職である。これは本制度が同業相愛及び隣保共助の精神に立脚する奉仕制度であることを明らかにし、且つ廣く有爲の人材を集め運用に全きを期さうとする趣旨に出づるものである。

商工奉仕委員は商工地區毎に任命し、その擔當地域を限定して當該地域の商工業者との日常の接觸に留意することとなつてゐるが、更に必要ある場合には擔當すべき事業の種目も指定して、委員をしてそれ／＼その専門的知識と經驗を活用させ、周到な援護指導を行はせることも極めて適切と考へられる。

右の商工地區は各府縣毎に當該府縣の商工業人口、地

域の廣狹、交通の利便、或ひは又休失業の状態等を考慮して適當に區分されるが、概ね市(六大都市にあつては區)又は郡を以て一商工地區として、全國はこれによつて約九百の商工地區に分れることになつてゐる。

商工奉仕委員は商工地區毎に商工奉仕委員會を組織することになつてゐる。これは隣組制度の常會に相當するものであつて、なるべく關係市區町村長、警察署長等の参加を求めてその運用に全きを期することにしてゐる。

商工奉仕委員會では各委員の職務の分擔方法或ひは職務遂行方法等を決定して委員の活動を促進するとともに、委員はお互にその行つた援護指導の實例を報告して批判を仰ぐとか、措置に困難を感じてゐる問題を提供して研究協議を行ふなど各委員間の連絡を圖り、その實績を上げるため工夫をこらすことになつてゐる。委員會は概ね月一回の定例日を設けて定期に開催するのであるが、その際、道府縣から保官の出席を求めて縣當局との連絡を緊密にし、當局と表裏一體をなして中小商工業者

の指導を行ふやうに努めなければならない。なほ各商工奉仕委員會相互の連絡を圖るため、必要に応じて聯合協議會等を開催する場合もあるであらう。

商工奉仕委員と道府縣當局間の事務上の連絡を圖り、また商工奉仕委員會に關する事務を司らせるため商工地區毎に商工奉仕委員事務所が設置される。商工奉仕委員事務所は、主として市、區役所、町村役場等に設置し、市區町村長を以て事務所長に充て、専任の書記をその下に配屬して、中小商工業者の營業状態及びこれに對する商工奉仕委員の活動状況などを道府縣當局に報告して當局の指揮を仰ぎ、絶えず商工奉仕委員の積極的活動の推進に當ることにしてゐる。

以上が商工奉仕委員制度の概要であるが、本制度の運用については一般商工業團體等の自治的協力に俟つところが多いので、これらとの連絡に特に留意するはもとより、東京府のやうに、應召商工業者に對する營業援護を目的とする特別の團體(東京商工團體後援會)が設置されてゐる府縣では、その團體に本制度の

運営をさせる方針である。また本制度が市町村の自治行政と密接な關係を有することに鑑み、運営を市に委託し公共團體に積極的協力をさせることも適切であらう。

### 三 商工奉仕委員の職務

商工奉仕委員の職務は凡そ三に分つことができる。即ち政府の意圖を中小商工業者層に傳達し、經濟政策の周知徹底を図る、いはば上意下達機關としての職務がその一であり、中小商工業者の營業狀況またはその要望を迅速、適確に政府に具申すべきいはゆる下意上達機關としての職務がその二、中小商工業者として高度國防國家體制に即應させ、綜合的經濟力の發揮に努めさせるやうに、その經營の實際について懇切な指導援護を與へることがその三である。

近時經濟統制の進展に伴つて、マッチ、砂糖、木炭、米、タオル等の切符制または通帳制による消費の統制が行はれてゐるやうに、經濟生活の全般に亘つて強度の統制が行はれてゐることは周知の通りである。消費生活

やう、臨機對策を講じ、經濟政策を敏捷且つ確實に周知徹底させて、これに即應させる組織網を整備することは極めて緊要な事柄である。今日隣組制度のやうな組織がなかつたなら、政府の消費統制が円滑適正に行はれ、國民の消費生活が圓滿に行はれ得るであらうか。

由來、中小商工業部門に對する統制は、業界の組織が不備だつたこと、業者に政策、法令等を理解する知識の乏しかつたことから徹底を缺き、その結果は、不知からする經濟事犯の發生、惹いては經濟統制に支障を來すやうな例もなしとなつたのである。そこで商工奉仕委員のやうな、當該地方の指導的地位を有する人々を中心となつて、中小商工業者の組織網を形成し、これによつて政府の對策措置を一般中小商工業者に徹底浸透させるとともに、業者をして政府の方針に直ちに即應する態勢を執らせることは極めて有意義である。また轉業や轉職等に關する政府の施設が眞にその効用を發揮するために、これについて業者自身がよく理解し、これを活用せねばならぬのであるから、かゝる對策施設について

についてこのやうな状態であるから、生産又は配給といふやうな經濟活動の中心分野では一層高度の統制が實施され、經濟活動が複雑且つ嚴格な規律の下に置かれてゐることは申すまでもない。固より統制に關する行政手續を出来るだけ簡易化し、行政の能率を向上するとともに企業活動を敏活にすることは、統制經濟の運営上、將また、生産性の昂揚上極めて肝要であつて、政府でもこの點には絶えず留意して改善を圖りつゝある。しかしながら何分にも極めて限られた條件の下で最高度の經濟力を發揮しなければならぬ今日の場合、勢ひすべての經濟活動を計畫化し、これに統一性を與ふとともに生産、配給及び消費を通じ、一貫的經濟機構を確立するため、産業機構の改編は必然であつて、經濟統制はますますその範圍を擴大し、その強度を増大するであらう。従つて統制事務の簡捷に努めるもなほ經濟活動は相當複雑多岐に亘る統制に服さねばならない。殊に國際政局が極度に緊張しつゝある今日、供給國の政策的措置に直ちに對處して、國民經濟の運営に支障を來さない

商工奉仕委員が各業者の理解を深くし、進んでその利用を指導斡旋することが肝要である。更に高度國防國家の建設を以てする綜合的計畫經濟を行ふためには、經濟機構の改編又は生産配給に關する統制の實施のみならず、經濟活動の衝に當る個々の企業家の經濟活動に關する原則が一新されなければならない。いはゆる公益優先の原則に基づく新經濟倫理の確立とその實踐が伴はなければ經濟新體制も一片の形骸と化し去るほかはない。この意味において新經濟體制確立の成否は一に經濟人の双肩にかゝつてゐると考へられる。この經濟人の重大なる責務を自覺させ、進んで國家公共の福利を第一義とする新しい經濟倫理の實踐を推進するを以て、自らこれが實踐に挺身することも亦商工奉仕委員に課せられた重大な使命である。物價政策が強化されつゝある今日、表面合法性を装ひつゝ、その意圖において公共性に反るところなきかを怪しまざるを得ないやうな事例も少しとしない。この方面に對する商工奉仕委員の活動に大なる期待を繫ぐ次第である。以上が商工奉仕委員の第一の職

務であつて、要は政府の意を體して中小商工業者の國策協力を指導推進することにある。

商工奉仕委員の第二の職務は、下情を上達して政府の適切な對策樹立の資とすることである。一體、中小商工業界は小規模の企業が多數存在してゐるため、その實情を正確に捉へることが困難である。殊に業主の應召又は經濟統制の結果、營業に支障を來してゐるもの業態については、外部より容易に察知し得ない場合が多い。しかも一方經濟統制は經濟活動の細微な點までも及ぼされつゝあるのであるから、政策の樹立に當つては出来る限り實情を詳細に調査し、その結果に基づいて實際に則した策を立てねばならない。商工奉仕委員は自己の擔當地區または擔當業種に屬する業者の店舗又は作業場を巡迴して、日常業者との接觸を密にし、絶えず變化する經營狀況を適確且つ敏速に當局に報告すると共に、裁量を要すと認められる業者の要望については、單刀直入に意見を具申することが大切である。このことによつて官民が一體となり、新しい經濟體制確立に邁進することとな

れば、商工奉仕委員の功績は實に多とすべきであらう。

商工奉仕委員の第三の職務は、中小商工業者の事業經營の實際的援護指導に任ずることである。産業再編成途上の今日、中小商工業者の進むべき途としては、企業合同等による經營の改善合理化を行ひ、新經濟狀態に即應する現業の強化擴充を圖ること、重需産業、輸出産業又は代用品産業といふやうな時局産業へ事業の轉換を行ふこと、及び軍需生産、重要物資の生産或ひは滿洲農業開拓民等の如き多數の勞務を要する部門への職業轉換を行ふことの三つが擧げられる。いづれの途を撰ぶにしても相當の困難が豫想され、従つて中小商工業者としては確乎不拔の覺悟を要すると共に、これに對する商工奉仕委員の懇切周到なる指導も亦絕對に必要である。更に業主の應召の結果、一家の柱石、生業の經營主を失つた應召家族又は遺族に對しては、その生業を維持させるため諸般の援護を行ふことは、銃後國民として喜んで擔ふべき責務である。國歩艱難の今日、商工奉仕委員こそは中小商工業者の中堅として中小業者の團結を固くし、同業相

愛、隣保相扶の念感に立脚して不振業者の更生を圖るためその援護指導に當るべきものである。

商工奉仕委員の行ふべき援護指導の事例としては左の如きものが擧げられる。

#### (一) 商品又は原材料の仕入斡旋

民需向物資の數量が制限減少の一途を辿つてゆく今日、物資の仕入の斡旋は困難ではあるが、應召商工業者に對しては、極力商品又は材料の配給を行ふやう、商工奉仕委員が組合又は配給統制團體と交渉斡旋する。また歸還商工業者の組合への加入或ひは實績の算定等について斡旋する。なほ轉業に必要な資材の仕入斡旋等も行ふことになつてゐる。

#### (二) 販賣又は受註の斡旋

應召商店等で留守家族の不馴のため従来の取引先又は顧客を失ふ虞が少くないので、商工奉仕委員がボスター、ピラ又は書面等によつて販賣を斡旋する。また轉業に必要な註文の引受なども組合等と連絡して斡旋すること

になつてゐる。

#### (三) 經營の指導

店舗又は作業設備の改善及び生産技術又は經營方法について指導する。特に應召商店については商品の陳列または記帳といふやうな細かい指導をし、また應召クリーニング商のやうな特殊技術を要するものに對しては實地指導を行ふことになつてゐる。

#### (四) 金融の斡旋

事業經營に必要な資金の調達については、中小商工業振興資金、中小商工業轉換資金等のやうな低利資金の借入又は損失補償制度の適用、その他一般金融について斡旋する。特に應召商工業者に對しては、軍人援護會の生業資金、除隊下士官兵生業資金または商工團體銃後後援資金等の融通を斡旋することになつてゐる。

#### (五) 轉業の指導

轉業に要する設備、資金、技術、材料、註文等に關し



て、道府縣當局と連絡の上諸般の指導斡旋をする。

(六) 企業合同の勸奨指導

近時物資の統制、生産能率の高度化の要求により中小企業を合同させ又は経営の集團化を行はせることが差迫つた問題であるが、商工奉仕委員は關係業者に大乗的見地から企業合同に参加させるやうに勸奨すると共に、企業合同に伴ふ諸般の指導斡旋を行ふことになつてゐる。

(七) 職業轉換の斡旋

企業合同或ひは生産機構又は配給機構の整備に伴ひ、廢業を餘儀なくされるものに對しては職業指導員、國民職業指導所等と連絡して、その職業轉換を圓滑に行はせるとともにその資産又は負債の整理については資産評價調査員、國民更生金庫、その他同業者團體等と連絡してその解決を容易にする。特に組合等に對しては廢業者に對する適切な共助方法を講ずべきことを積極的に勸奨指導して社會的公正の實行を期さなければならぬ。

(八) 雇傭の斡旋及び努力奉仕

雇傭商工業者に對しては特に従業員の雇入を斡旋するとともに商工奉仕委員自ら買出、配達、工場監督といふやうな勤務による援護を行ふ。

(九) 賣掛金の回収及び紛議の調停

雇傭者の商店等で賣掛代金の回収困難のため營業に支障を來してゐる場合が多いので、商工奉仕委員はこれが回収を行ふと共に取引上の紛議の圓滿な解決に當ることとなつてゐる。

以上のやうな援護指導を商工奉仕委員が行ふについては、情實に流れることなく公平を旨として行ふは勿論指導斡旋を受ける者に對しては、その人格を尊重し、知得したる事項を他に漏洩しないやうにせねばならない。以上、商工奉仕委員制度の概要を述べたのであるが、時局軍大の折柄本制度の設置された趣旨が達成され、中小商工業の更生が遂行されるやう、大方の支援協力を冀ふ次第である。

# 中原の大殲滅戰

大本營陸軍部

## 一般狀況

二月、三月、四月と引續き中支、南支の沿岸に奇襲上陸作戰を敢行し、重慶に對する密輸入路の徹底的破壊作戰を行ひつゝあつた我が軍は、五月に入り、さらに支那南北各地に活潑なる作戰を行ひ、敵の心膽を寒からしめてゐる。

即ち、去る四月十四日杭州方面より進められた諸暨方面の作戰は山地帯において引續き行はれ、

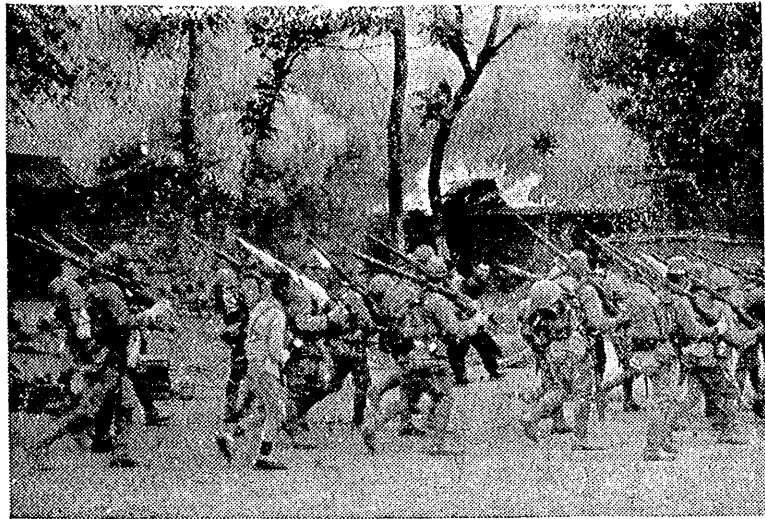
五月十一日、先に我が攻略した香韶ルート遮断作戰に對する敵の奪回に對する我が反擊作戰及び五月七日より開始された山西南部黄河畔垣曲を中心地區とする中原作戰等が擧げられる。時は五月半ば、支那大陸は既に夏の時候にして、日中は炎熱燒くが如く、夜は寒冷を覚え、加ふるに大陸特有の黄塵萬丈の時期に際會して、参加將兵は一方惡疫と戦ひ、その勞苦は眞に言語に絶するものがあ

る。今、こゝに中原作戰を中心として戰況の解説を行ひ、以て遙か大陸の山野に身命を捧げて御奉公する遠征の將士の勞苦を偲びその武勳を傳へんとする次第である。

## 作戰地方面の地形

中原作戰が展開されてゐる山西省南部及び河南省北部方面の地形を概観するに、山西方面は中條山脈、標高千米



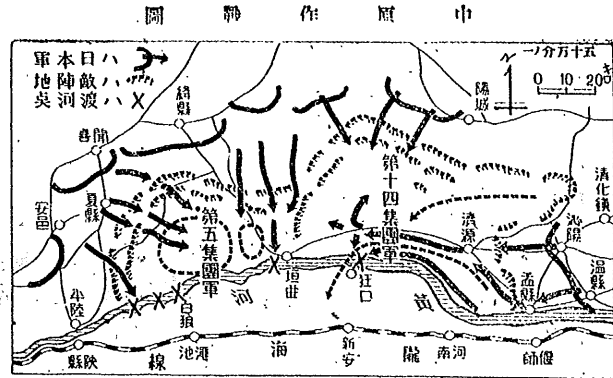


進前に目尻を部令司敵るけ統

支軍は五月七日日没より一齊に攻撃の火蓋を切った。多田北支最高指揮官は七日参加全將兵に對し「矢は弦を放れた敵は小敵なれど油断は大敵なり、將兵の奮闘を祈る」といふ激勵の辭を送った。まさに北支においては徐州戰以來の大作戰である。

敵が黄河に對し背水の陣を布いたのに乗じ、わが軍はまづ速かに敵の退路を遮断し、次いでこれを完全に包圍殲滅する作戰計畫に基づいて作戰が進められた。即ち、わが右翼方面においては五月七日の日没後に安邑、聞喜、絳縣方面から一齊に敵第五集團軍約十ヶ師の據る防禦陣地に對して攻撃を開始し、翌八日明け方までに敵の主抵抗地帯を突破して、同日夕には垣曲、白狼附近の敵の各渡河點に殺到して退路を遮断し、他の部隊は九日正午頃までに敵に對し外側から包圍圈を完成し、こゝに敵五集團軍を黄河北岸において完全に包圍することに成功したのである。

なく、一度雨を見ると忽ち激流となつて流れ狂ふ。河南方面即ち、清化鎮西南地區の平野は交通網もかなり發達してゐるが、この地方は既に數知れぬ戰禍に見舞はれ、極度に疲弊してゐる。加ふるに惡疫の流行地帯なので將兵はこの



以上の大山嶽地帯であつて、大地障に到る處に横はり、道路は發達せず、多くは河床を道路として使用してゐる有様で、従つて人馬の交通は極めて不便であつて、わが師團長以下皆自ら徒歩進撃を行つてゐる。河川は谷間を縫ひ減水期には殆んど水量が

方面にも注意を怠ることは出来な

### 敵情の概要

黄河を渡り北岸に進出した敵は第一戰區司令官衛立煌の指揮する第五集團軍、第十四集團軍、第九軍等の總計約二十數ヶ師・總兵力約二十萬と見られ、上圖の如く黄河を背後に標高一千米以上の山地帯に、概して半圓形に堅固なる防禦陣地を占領してゐた。

この方面の敵は事變以來、皇軍が數度の肅清殊に昨年春の晋南作戰によつて大打撃を與へられたが、それにも懲りずこの點の確保に必死となつてゐるのは、この地方が黄河北岸における戰略上の進出據點であり、北支擾亂の策源地であるため「黄河を死守せよ」と蔣が嚴命してゐるによる。

### わが攻撃經過

この敵を一舉に捕捉殲滅すべく戰略配置についたわが北

が、わが軍の穿貫的突破攻撃によつて早くも退路を遮断されて指揮全く錯亂し、わが包圍圏中を右往左往してゐる有様である。

一方、わが左翼方面の敵第十四集團軍に對する戰團の進歩如何とみるに、この正面の敵は頑強に抵抗したが、沁陽及び垣曲方面よりするわが軍の敵背後への進出によつて、これまた袋の鼠となつた。

沁陽平地方面においては、濟源附近の敵陣地を突破して敵を追撃し、十一日正午、一部隊は狂口及びその東方渡河點附近に進出、邵源鎮方面に前進中の一部隊は同日正午頃西方より前進した友軍と相會し、こゝに敵第十四集團軍に對しても完全なる包圍體形を完成した。

衛立煌は我が軍の黄河渡河南進を恐れ、速に豫南地區から湯恩伯集團軍の北上を命じ、急援に努めてゐる模様であるが、時すでに遅く、河北約二十萬の敵は文字通り潰滅に瀕してゐる。

わが包圍圏内を徘徊しつゝある敵は、わが各部隊の攻撃



敵部〇〇擊進河渡

により四分五裂し、或ひは山中深く遁入潜伏し、或ひは降伏し刻々殲滅されつゝある。

### 赫々たる戦果

五月七日作戦行動を開始して以來旬日にして敵を黄河河畔に包圍殲滅し、こゝに蒋介石が總反抗の一大據點として春季大抗戰の策源地とした企圖も、わが忠勇なる將兵の奮闘努力によつて徹底的に覆滅することが出来た。十八日までに判明した戦果は次の通りである。

遺棄死體三萬三千四百四十九（これには師長一名を含み、戦死を確認されたもの軍長一名、參謀長一名、なほ遺棄死體には相當多數の幹部ある模様）捕虜一萬四百九十七（これには高級幹部師長二名、副師長二名、軍醫少將一名、參謀長少將一名を含む）輜糧品—野山砲二十六門、迫撃砲七十九門、同彈藥約二萬一千、重機關銃九十二、輕機關銃二百五十七、小銃九千四百八十八、同彈藥約二百十萬、手榴彈三萬四百五十

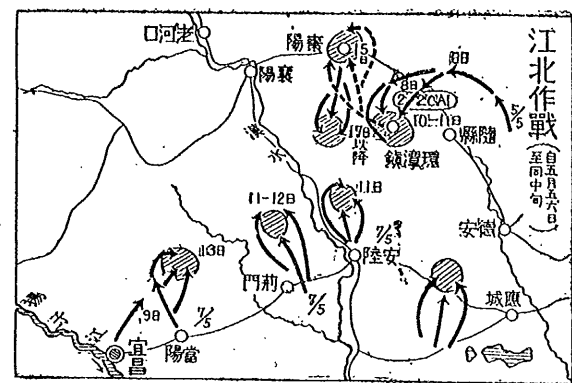
等であつた。

### 戦果獲得の原因

今回の中原作戦が以上述べた如き赫々たる戦果を收め得た所以のものは我が軍の士氣が極めて旺盛であつた點に存するのには勿論、作戦計畫の周密適切であつたことと、特に機動の効果を獲得するために取り得べきあらゆる手段がとられたことによる。後方輜重を携行せず、飯盒炊事のやうな行動を鈍重ならしめることを排し、携帶口糧二日分を以て戦つたといふ如きその一例である。従つて各部隊の奮闘努力は眞に筆舌に盡し得ないものがあつたのである。

### 江北作戦

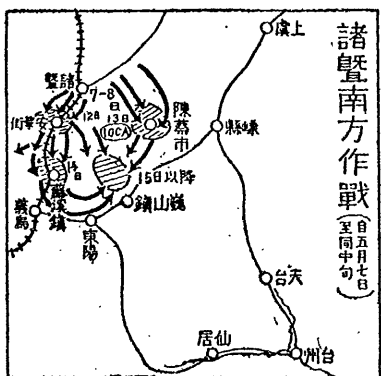
中原作戦に策應し、漢口西北方の隨縣方面にあつた我が



十五日には襄陽に進入、爾後反轉して敵を掃蕩してゐる。

### 諸暨(杭州南方)附近の作戦

杭州南方諸暨附近に集結してゐた我が部隊は敵第八十六



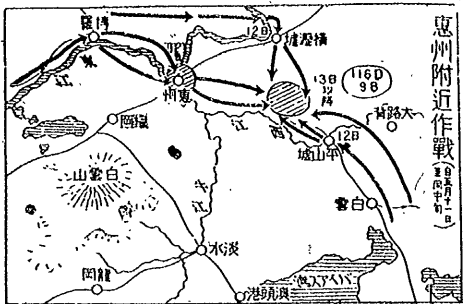
諸暨南方作戦(自五月七日)

刻以來攻撃を開始した。連日の降雨のため諸兵の活動は相當に困難であつたが、各部隊は連日の豪雨を冒して所在の敵を撃破して前進し十五日夕までに敵を甌山鎮北方山地内において潰亂せしめたのである。

軍(第七十九師、第六十七師、第三十五師)主力が諸暨東南方約二十キロの陳蔡市、環山市附近に亘る線に敗退して態勢を整理し陣地を占領中であることを知り、五月九日以來攻撃を開始した。敵はこの陳蔡市、環山市の陣地に連繫して、その西方安華街附近の既設陣地に新たに第六十三師、第四百四十八師を増加し反撃を企圖してゐた。わが軍はこの敵に對し五月十二日夕

### 惠州方面の作戦

先きに我が軍が占領した香韶ルート奪回のために南下、



惠州附近作戦(自五月九日)

惠州を中心に集中の敵に對し我が軍は陸海兩方面より包圍作戦を敢行した。五月十一日、石龍、増城、深圳方面及び海上から前進した我が軍は敵を撃破しつゝ前進し、十四日敵を惠州附近に包圍した。敵の包圍圈を脱出するものに對しては協力中の飛行隊が果敢なる爆撃を加へこれに大なる損害を與へた。

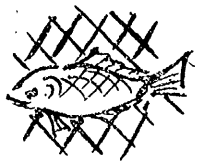
## TOKYO GAZETTE

VOLUME IV  
No. 12  
CONTENTS

- Japanese-Soviet Neutrality Pact (Board of Information)
- Early History of Japanese Railways (Board of Tourist Industry)
- Safeguarding Public Peace (Department of Justice)
- Reorganization of the Association for Assisting the Throne (Board of Information)
- From Japanese Points of View June, 1941

英文版の「東京ガゼット」六月號

定 價 上巻一冊七十五錢、下巻一冊九十五錢(送料別)  
 一ヶ月分三冊八十五錢(送料別)  
 三ヶ月分九冊二百二十五錢(送料別)  
 半年分一十八冊四百二十五錢(送料別)  
 一年分三十六冊八百二十五錢(送料別)  
 東京市麹町區丸の内二丁目東京ガゼット發行所  
 招信局東京一六五二八三番



# 國民映畫と國民演劇

今、わが國がこの長期戦を戦ひ抜き、東亞における輝かしい新秩序建設の使命を達成するためには、まづ播くことのない偉大な國民精神を培ふことが必要である。そのためには國家として文化政策を確立し、その上に文化のあらゆる部門を動員するのにも適應した機構を整備し、すぐれた文化を國民すべての間にあまねくゆきわたらせ、國民文化財としての機能を十分に發揮しなければならぬ。

傳政策の實施、即ち文化宣傳を行ふことをその一つの使命としたためにほかならない。従つて、情報局では、關係官廳と協力して廣く國民文化全般の向上を企圖し、警備宣傳政策を實施するため、種々方策を立て、着々實行に移しつゝあるのである。

まづ演劇についてみても、わが國演劇の源をなす古代の演劇的ないとなみは、日本固有の國民生活を反映したものであつて、そこには健やかな國民感情が映し出されてゐたのである。しかしながら、そ

の後の歴史的な過程を顧ると、いろいろの事情のために、この傾向がそのまゝ發展し得ないで、まちがつた方向に發展したやうである。

例へば、歌舞伎はわが國傳統藝術のすぐれたもの一つではあるが、國民の生活様式が時代につれて推移し、殊に明治維新以後の社會情勢の急激な變化に會ひ、内容も形式も時代から取り残され、いはば生命のない表現形式として残るに至つたのである。従つて、歌舞伎はこの演劇の表現、形式を理解し得る特殊な教養や趣味を備へた者にのみ愛され樂しまれるといふ結果に陥つたのである。

新派劇も今日からみると大體これと同じやうな結果を示してゐるといへざるを得ない。新劇もまた、これまで相當長い經驗を経て、技術的にもかなり優れたものを示すに至つたが、元來、歐洲の近代思潮に育まれて發達したものであるために、やゝもすればわが國固有の國民精神と相容れないやうな思想の温床ともなつたのは、惜しむべきことである。

次に映畫についてみれば、わが國で映畫が製作されるやうになつた最初は、ただ單に複製機械として、芝居の再現に利用されるにすぎなかつたのであるが、その後外國映畫が數多く輸入されるに伴つて、その影響を受け、映畫技術の進歩とともに、演劇とは別個に映畫独自の世界を開拓するに至つた。しかしながら、映畫は未だ發達の歴史が淺く、短時日の間に

めまぐるしい發達を遂げ、また常に外國映畫の影響を蒙り刺激を受けてゐるために、その形式においても、取扱ふ内容においても未だ眞の日本の性格を持つに至つてゐないものが多い。映畫が單なる商品として、たゞ徒らに大衆の好むところに迎合する感覺的刺戟にすぎないと往々にして言はれるのもこのやうな點にその原因があることも考へられる。

しかも従來國家は、映畫に對しても、演劇に對しても、その弊害を抑へようとする消極的行政の面においては相當取極つて來たが、しかし更に積極的にこれ等の文化財を育成し、國家目的のために活用するといふ面では、甚だ不十分の憾みがあつたことは否定できない。そのため、これを改めようとして涙ぐましいまでの努力を拂つた有識の人々が、映畫界にも演劇界にも少からずあつたにもかゝらず、一般の動きに押し流されて、

その成果が殆んど得られなかつたことは、残念なことと言はねばならぬ。

さきに政府が映畫法を制定して、映畫の質的向上と映畫事業の健全な發達とを積極的に圖らうとする映畫政策に乗り出したのも、全くこの點に鑑みての結果にはかならない。將來、演劇についても同様のことが考へられるのである。

また映畫における官民連絡機關として昭和十年に設置された財団法人映畫協會は、映畫行政の統括的對象とする目的で更に強化擴充の必要を認め、組織を改めて全映畫關係者を包擁する組織とし、また日本映畫社に認定文化映畫の一元的配給を行はせることにしたのであるが、映畫、演劇が健全な國民文化財としての目的を果すため、更に必要な機構の整備を順次行つてゆく方針である。現に、こ





## 醫藥品と衛生材料の 生産配給統制について

厚生省 衛生局

### はしがき

醫藥品や衛生材料の供給を確保して配給の円滑を圖ることは、國民保健に關聯して時局下極めて緊要なことである。事變前には醫藥品の生産販賣に關して藥品營業並藥品取扱規則(明治二十二年)、賣藥法(大正三年)などがあり、主に警察的見地からの取締り以外は自由に放任されてゐたが、事變勃發後は輸入の困難、原材料の手當難に加へて需要の激増等のために需給の逼迫を告げるに至つたので、厚生省では生産配給の統制に着手し、以後今日

まで事實上の統制を行つて來た。しかし、事變が長期戦になるに従つて、國民保健は極めて重要な問題となり、醫藥品對策もいま一段の擴充強化を必要とするに至つたので、さきに國家總動員法に基づいて制定された生活必需品統制令に基づき、醫藥品及衛生材料生産配給統制規則を制定し、その完璧を期することになつた。本規則は去る五月七日に厚生省令第一五號で公布され、購入券に關する條項等の一部實施上に準備期間を要するものを除いて即日施行された。なほ、本規則はその根據を總動員法第八條及び第三十一條に置くもので、従つてこの違反は該條違反として處罰されるわけである。

以下、本規則の内容を簡単に説明しよう。

### 生産の統制

生産統制に關しては、重要醫藥品につき新たに生産の許可制を採用したことが、その骨子である。

**生産の許可制** 厚生大臣が指定した醫藥品(第一種醫藥品)の生産を業としようとする者は厚生大臣の許可を受けることを要する(第一條第一項)。

これは指定醫藥品の生産の抑壓を目的とするものではなく、反對にその所要數量を確保するためであつて、今後、生産確保の對象は許可を受けた生産業者に集中されることになる。従つて第一種醫藥品として指定された百三十四品目は何れも醫療上欠くことの出来ないものであり、且つ許可の條件も相當嚴重になつてをり、この變更は更に厚生大臣の許可を要し又は届出を要するのである(第一條第二項、第三條第一項、第二項、第三項)。なほ、本令公布の日において第一種醫藥品の生産を業とする者は、

本令公布後二月以内に届出れば優先的に許可を受けた者と看做される(第三十七條第二項)。

**生産の休廢止と生産豫定計畫** 第一種醫藥品生産の許可を受けた者が、その生産を廢止しようとするときは

厚生大臣の許可を要する(第三條第一項)。また一月以上その生産を休廢しようとするときには豫じめ厚生大臣に届出を要する(第三條第四項)。第一種醫藥品生産品の許可を受けた者は毎年第一種醫藥品の生産豫定計畫を定め、厚生大臣に提出せねばならない(第十三條)。

**生産命令** 厚生大臣が必要と認めるときには個々の生産業者に對し數量、時期等を具體的に指定して、第一種醫藥品又は厚生大臣の指定した衛生材料の生産を命じ得ることになつてゐる(第四條)。

### 集荷配給の統制

集荷配給の統制に關しては、その系統を一定したること配給について監督官廳の承認を受けた配給計畫によ







ふ場合に購入券を用ひるかといふと、それは厚生大臣又は地方長官が第三種醫藥品衛生材料について、地域、品目、用途を指定して購入券を使用させることにするのである(第十四條)。例へば、アスピリンは醫療用のものは購入券によるが、一般向のものは購入券によらない。また脱脂綿は出産用のものは全國一圓購入券によるが、婦人用のものは一部の都會地だけ購入券によるといふやうなわけである。購入券制は従来から實施してゐたのであつて、その品目は、婦人用脱脂綿その他につき一部道府縣で實施してゐるものを除き、醫療用はアスピリン、ヒマシ油、脱脂綿等の十八品目、一般用は出産用カーゼ、脱脂綿であつたが、今後は更に品目を増してゆく積りである。

購入券の發行者は、醫師、齒科醫師、獸醫師向のものはそれ／＼道府縣醫師會、同齒科醫師會、同獸醫師會、その他一般向のものは市町村長になつてゐる(第十五條第一項、第十六條)。

發行者がどの位の購入券を發行するか、その限度となるべき品目別數量は地方長官が決定し、發行者と卸賣機關に通知するのである(第十八條、第十九條第一項)。

卸賣機關はその通知を受けた品目別數量の醫藥品又は衛生材料は購入券と引換でなければ譲渡し得ない。小賣業者は購入券と引換に卸賣機關から譲受けるわけだが、その分は購入券と引換でなければ譲渡し得ない。たゞ、需要者と販賣者との關係が特定し、現物と購入券とがちがはくになるおそれがない場合等、卸小賣間に購入券を必要としないときや、現物の一部につき前渡をするときは、卸賣機關は地方長官の許可を受け、購入券と引換でなければ譲渡し得ないのである(第十九條第二項、第二十條)。

購入券の様式は地方長官が定める(第十五條第二項)。その他購入券の譲渡譲受の禁止、引換後の處置等につき若干の規定があるが説明を省略する(第十七條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條)。

### 讓渡命令

以上のやうに集荷配給の統制については各種の用途が講ぜられるやうになつてゐるが、これ等の統制を有効に確保するために、厚生大臣又は地方長官は一定の者に對し、一定の醫藥品、衛生材料、生薬につき數量、時期等を指定して讓渡を命じ、また地方長官は卸賣機關、小賣業者に對し、第三種醫藥品衛生材料の讓渡讓受に關し、一般的に數量、時期、方法、相手方、配給區域につき必要な命令を出す(第二十五條、第二十六條)。

### 使用の制限

醫藥品衛生材料は醫藥用のいろ／＼なものの原料または材料に使はれる可能性があるが、若しこれが不要不急のものを製造する原料または材料に使はれ、そのために需給の調整を阻害するやうなことがあつては、統制の

實効を確保することが出来ないから、この弊害を防止するために、必要に應じ厚生大臣は特定品目を指定し、特定の品物の原料または材料に使用することを禁止することが出来る。勿論、この規定は最後の手段であつて今直ぐに發動されるといふわけではない(第二十八條)。

### 統制機關等の監督

醫藥品と衛生材料は國民保健上欠くことの出来ない極めて重要な必需品であるから、この統制にあづかる各種機關は、克くその重要な使命の達成に邁進せねばならぬことはいふまでもないのであつて、これに關しては各種の監督上の措置が定められてゐる。即ち生産統制機關、配給統制機關等は、事業計畫書の提出承認、讓渡讓受等につき一定の事項の報告、帳簿の記載を要し、また厚生大臣又は地方長官は、必要と認めるときには報告を徴し又は臨檢検査をすることが出来る(第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條)。

# 強化された外國爲替管理 (下)

## — 外國爲替管理法施行規則 —

### 制定の理由

爲替管理は國の内外に跨る複雑な經濟現象を取締の對象とし、従つてその事態は刻々變化する性質のものなので、法律では單に爲替管理の對象となる事項の範圍と限界だけを規定するのに止まり、實際の取締は凡て命令の定める所に委任してゐるのである。この委任命令は大藏省令の形式で規定され、従來この委任命令としては外國爲替管理法に基づく命令の件(昭和八年四月二十六日大藏省令第七號)、外國爲替管理法に關する施行手續(昭和八年四月二十六日大藏省令第八號)及び外國爲替管理法に基づく臨時措置に關する

件(昭和十二年一月八日大藏省令第一號)の三つの省令が施行されてゐたが、これ等の省令は施行後累次の改正で、相互の關聯が明瞭を缺く點が多く、殊に右の第七號省令と第一號省令の關係も、一方では不要許可事項が他方では要許可事項になつてゐるといつた具合に、頗る複雑、紛糾してゐたので、適當の時期に統合整理をする必要があつた。そこで今回、法律の全面的な改正に伴つて、更に省令で規定すべき多くの事項を、これらの省令に織込む場合には、ますます複雑、難解になるので、今回の省令改正を機會に、これらの既存三省令を統合して一本建にし、名稱を外國爲替管理法施行規則として最初の統一令を制定したわけである。

### 規則の内容

外國爲替管理法施行規則は四月十二日公布、同月二十日から施行され、同様に従來の三つの省令は廢止されたが、本施行規則は單に既存の省令を統合、整理したといふだけでなく、その内容も法律の根本改正と相呼應して一段と飛躍してゐるのである。本施行規則は全文百八條、十一章からなり、その概略を説明すると

第一章は九ヶの重要用語の定義に關する規定であつて、これは第二章以下の條文の理解を適確、明瞭にするために特に設けたものである(第一條乃至第九條)。第二章は外國爲替取引その他資本の内外移動の基本的行為に對する取締規定に關するもので、従來は第七號省令と第一號省令の双方に規定されてゐたものを、一括整理したもので、その内容は相當に強化されてゐる(第十條乃至第二十四條)。第三章は旅行者の便宜を圖るために従來の旅費に關す

る不要許可事項の規定を纏めて特に一章として設けたのである(第二十五條乃至第三十一條)。

第四章は外貨證券の取得處分、證券の輸出、スチンの押捺等の證券に關する取締規定を本章に網羅したものであるが、内容については従來と餘り變更がない(第三十二條乃至第四十一條)。

第五章は外貨表示の債權債務若しくは外國居住者に對する債權債務の取得若しくは處分又は外國居住者に對する信用供與に關する取締規定を一括したもので、その内容は従來と殆んど異ならない(第四十二條乃至第四十九條)。

第六章は在外財産の取得處分、在外財産に關する報告、在外資金の取寄など廣く在外財産に關する取締規定を網羅してゐて、その内容は従來に比べて非常に強化され、新設條文も多く、今回の改正の重要部分となつてゐる(第五十條乃至第六十二條)。

第七章は貨物の輸出又は輸入に關する第七號省令及び第一號省令の規定を纏めたもので、その内容は従來と大差ない(第六十三條乃至第七十一條)。

第八章は外國爲替銀行、兩替商、爲替ブローカーに關する取締規定を掲げてゐるが、その内容は從來に比べて外國爲替銀行に對する取締が強化されたばかりに爲替ブローカーの取締規定を新設した(第七十二條乃至第八十七條)。

第九章は外貨資産、在外財産等に對する命令權、對外決済方法、條件等の命令權及び外國人等の在內財産に關する行爲の統制權に關する規定を掲げたものであつて、本章の規定は具體的な命令又は統制を政府の行政處分に委任する階級規定だけである(第八十七條乃至第九十條)。本章には今回の改正法律に基づいて新設された重要規定が多い。

第十章は調査及び検査の權限、爲替管理事務の取扱機關の指定權等に關する規定で今回の改正法律に基づいて從來の規定内容が變更され、又は新設された條文が多い(第九十一條乃至第九十五條)。

第十一章は許可申請及び報告の手續その他の雜規定で、從來第八號省令及び第七號省令に規定されてゐた事項を整理したもので、その内容は從來と殆んど變りない。

(五) 外國を關東州、滿洲國及び中華民國と第三國とに區分し、前者に對する規定の適用を原則として緩和し、その取扱上に差等を設けた。  
(六) 業者の負擔を軽減するために、取締を撤廢又は緩和し得る事項について特別の考慮を拂つた。  
(七) 新規規定の實施時期は各事項毎にそれ／＼適當な経過期間を設けた。

本施行規則の内容には以上に掲げた各事項の趣旨が織込まれて規定されてゐるのである。

以上、簡單ではあるが、今回の外國爲替管理法改正法律と外國爲替管理法施行規則の全貌を一應説明したが、右の根據法は未だ全面的に發動されてゐるわけではなく、また右の施行規則も實際上の取締を政府の行政處分に委任した權限規定が重要な役割を演ずるので、今後の情勢の推移によつては、更にこれ等の運用によつて迅速機宜の措置を採り得るわけである。

要するに、わが國の爲替管理は右兩法規によつて今や全

(第九十六條乃至第九十八條)。  
附則には從來の三つの省令の廢止に伴ふ経過規定、新設規定の施行期日等に關する規定が掲げてある(第四百條乃至第四百八條)。

以上が本施行規則の大體の構成であるが、次に、本施行規則の制定に當つて準備した方針ともいふべき事項を簡単に述べてみよう。

(一) 各級の許可申請書式を新たに法定し、申請及び報告書式にそれ／＼番號を附し、申請及び報告に關する規定を原則として實體規定と同一條文中に規定し、且つ經由機關、通數、提出期日等は申請書式の「注意」又は報告書式の「準則」で規定した。

(二) 各條文の表現の平易、簡明を期した。  
(三) 許可の重複を避けるために、同一行爲が他の規定によつても許可を要する場合には、原則として何れか一方を不要許可とする規定を設けた。

(四) 爲替銀行集中主義を強化し、爲替銀行を相手方とする取引又は行爲は多くの場合に、これを不要許可とした。

く戰時的段階に移行したのであるが、なほ、わが國の爲替管理に關して特筆すべき點は東亞共榮圈確立のために課せられた特別の使命が存することであつて、この意味では寧ろ永續的性質を帯びて來たのである。

### 五月二十八日號の内容

- ☆皇后陛下關西行啓 神宮、山陽に御拜遊はさる。
- ☆皇軍將士の奮戦かくの如し——中坂大佐戦
- ☆北支を護る中國人の自衛闘
- ☆鐵路を護る人々——華中歸還隊員
- ☆佛印に日華親善の朗景
- ☆六月の國策カレンダー
- ☆動物園のお勝者さま
- ☆動物たちを起したり遊ばせたり、お勝者さんを手吉すませます。
- ☆獨伊協同してギリシャを一蹴す
- △讀物——海外通信——
- ☆歡びの生活力を協せて
- ☆大政翼賛會民生部部長 村松久談
- ☆戦時下の織物業はどうなる
- ☆統後子供美談——三ちゃんとお子さん
- ☆家庭と國民學校
- ☆時局下の人氣者お芋の話
- その他

週 寫  
報 眞

# 正しい歩き方とは



## 厚生省

### 近代生活と歩行

人は病氣などで臥床してゐない限り、必ず一日に何キロかを歩いてゐる。それは交通機關の發達程度や、都會と田舎で違ふが、およそ一日三キロ以下の人は少く、たとへ坐

業を事とする人でも、平均十キロ内外を歩くといはれてゐる。まして、それ以外の職業に従ふ人々は、思ひのほか長い距離を歩いてゐるわけである。ところが、近時機械文明の急激な發達に伴ふ交通機關の進歩發達は、次第に人々の歩行を奪ひ、特

に都會人の歩行力を失はせてゐる。汽車、電車、自動車網の四通八達、都會はもとより、山間僻地の人々の歩行をも極度に縮小制限してしまつた感がある。わづか一、二キロの距離さへも、必ず乗物にたよる有様で、これを利用しないのはむしろ馬鹿らしいこと、つまらないことさへ考へられるやうになつた。

として行はれる場合が多いわけだが、それが自然の間に運動不足の者にとつては、最も適度の體育運動として保健的價値をもたらし、その効果を發揮しつゝあつたことは想像以上のものである。

力的にも經濟であるが、その結果として歩行の制限、勞力の節限を來たし、國民體力の低下、勤勞精神の減退など看過出來ない問題を提供することになつたのである。殊に都會人の不健康の原因の一つは、生活の中に歩行を忘れた結果であつて、これを救済する方途はとりもなほさず、

ころを補ひ、自らの勞力による國民の生活部面の刷新といふ積極的な意味からも歩行は一舉兩得の新生活運動である。

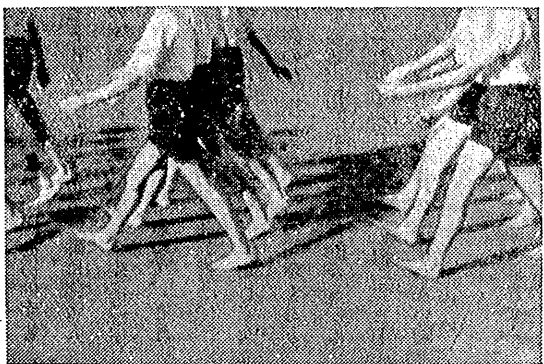
昔の者が脚力に頼る以外に交通機關をもたず、または人爲的な今日のやうな體操とか、スポーツとかいふやうな體育運動のなかつた時代には、この歩くこと或ひは走ることが、唯一の交通機關であり、同時に體育運動として顯著な効果をもたらし、自然のうちに昔の人達の優秀な體力を鍊成し、維持してきたのであつた。

近時、高度國防國家體制確立の一環として交通機關は相當の制限を受けることになつたが、この不便は國民の歩行によつて、その足りないとい

るに、餘りにも便利であつた過去の交通輸送の安易になれて、僅かの不便に困惑する前に、保健上からも國防上からも、最も大切な歩行をもつて進んでこれに換へ、むしろ自ら歩くことを生活のうちに取入れ、乗物を利用する者は遠距離にゆく者、急用の者、不健康な者等を建前とし、その他は皆自分の足で歩き走ることになれば、自ら國民體力の増強となり、輸送國策にも副ひ、またガソリンの節約にもなるのである。

### 歩行の目的と効果

國家の興隆は、國民の旺盛な精神力と、強靱な體力に俟つことは言ふまでもない。わが國は、現在當面してゐる歴史的な大事業を完遂し、建國の大理想を達成するためには、質量共に最も秀れた人的資源の確保が不可欠の問題であり、國民體力の増強こそは、國家として一刻も忽がせにできない事柄である。そして國民體力の増強を圖るには、いろいろの條件がある。例へば栄養のこと、休息のこと、睡眠のこと、運動すること、労働の問題、生活環境の問題等、これらが最も調和的に保たれた場合に生活が充實され、健康が保證されるのである。そしてこの中で一番忘れられる

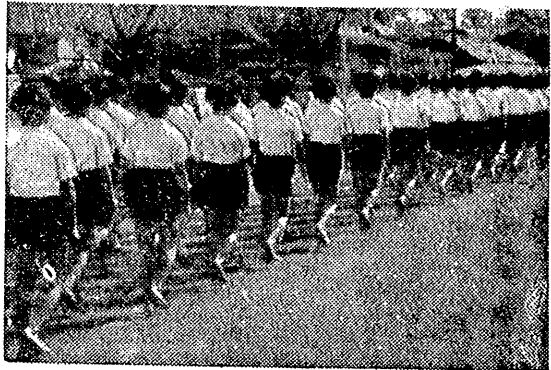


あるが、日常多忙な職業に従事し、煩瑣な生活に追はれてゐる人々にとつては、特別の時間を割き、特別の

問題は體育運動のことである。體育運動として、いろいろの種目や方法がある。

運動を實行することは實際問題として容易ではない。そこで歩行が體育運動として取上げられる意義がある。歩行は單に足だけの運動ではなく、自然的な全身の運動である。散歩したり遠足などした時に、食事がおいしく戴けるのは胃腸の作用が盛んにし、消化吸収を助長するからである。それに心臓から遠い部位の大きい筋群をはたらかせるため、全身の血行がよくなり、しかも内臓から遠い位置にあるため過激にならない。また清潔な空気を胸につばい吸つて歩く歩行は、自然に肺を強くし、皮膚を丈夫にする。その上、歩行は全身の調和的・総合的な運動であるため自らよい姿勢を習慣づけるこ

ともなる。しかも特別の練習や準備を必要とせず、それこそ誰にでも實行できる生得の基本運動であり、老若男女を問はず、何時でも心がけ一つで實行できるものである。その



上各人の體力に應じ、時間なり距離なりを適宜に定めて實行でき、かりに疲勞しても、その恢復は極めて速いのである。それに實施の環境が自然的風光に恵まれ、郷土的雰圍氣のうちで營まれるならば、それは單に健康の増進にとどまらず、精神的効果の實に大なるものがある。

歩行を國民的訓練の立場からみると、わが國民の歩行態度は一般に姿勢のよくないことと關聯して、非健康的、非訓練的なものが多い。殊に女子は、服装等の關係もあらうが、その歩き方は甚だ下手である。

今や東亞の盟主として、世界の指導國家として起たねばならない我が國民は、如何なる部面でもそ

の責任と誇りを持たねばならないが、特に威容において、生活態度において、正々堂々とした國民的態度がなくてはならない。

また我が國民は一般に團體的訓練に缺けてゐるといはれるが、歩行は理窟なしに團體的に訓練し習慣づけるものである。ドイツ人が道を歩く時、二人一組であれば必ず足並をそろへて歩き、四人以上であれば、必ず伍を組み、好んで整々たる團體歩行を行ふといはれる。またベルリンの街の整然としてゐることは道路の整然としてゐることよりも、そこに住む人達の統制ある美しさからきてゐるもので、これらは幼少の頃から、厳格な歩行訓練が行はれた賜ものである。

わが國民が歩行訓練によつて正しい歩き方を會得し、明朗にして威嚴に満ちた能動的な歩行態度を養ふとともに、整然とした國民的團體訓練をなすことが最も必要である。

中、追撃、戦闘等愼ふいとまなく晝夜をついでの行軍の連続に、敵に數倍の脚力を駆使して進撃しなければ十分に目的を達成することはできない。これがためには平時においても如何に我が軍が苦心して、この行軍力の養成に努力してゐるかは想像以上のものがある。

### 正しい歩き方

今次事變は明らかに、平時における國民の歩行力の重要性を示したものであるといへる。戦争の最後の決は脚力によるとさへいはれ、強歩強兵の言葉もある。近代戦において最少の被害によつて最大の能率をあげる戦闘は包圍戦であるといはれてゐるが、事實敵を包圍殲滅するために、特に秀れた軍の機動力を必要とする。敵の機先を制して、迂回、集

今や我が國民の男子は一人残らず、必ず第一線に起つべき義務と光榮を擔ふ以上、平時から努めて歩き、歩行訓練に慣れてゐなければならぬ。壯丁までには少くとも四十キロや五十キロくらゐの長距離歩行の経験と自信をもち、九時間、十時間くらの耐久歩行のできる強固な意志と脚力を養ひ、他日に備へるところがなくてはならない。

歩行といつても、その形式は一樣ではない。平地の歩行、不整地の歩行、徒手の歩行、物を持つたり背負つたりしての歩行等が考へられる。軍隊では速歩行進、歩調止め、途歩を用ひ、學校では正常歩を基本的歩行法とし、特殊歩として大股歩、擧股歩、急歩、踏歩等が用ひられてゐる。一般社會人の日常歩行は普通、自然歩といつてゐる。自然歩といつても生活環境から至められ、不自然な醜い自然のままの歩行を自然歩といふ場合と、速度、歩態、調子等が最も合理的な人間の正しい自然の歩行を指して自然歩といふ場合とがある。こゝでは日常生活上、常に用

ひねばならない正しい自然歩について説明しよう。

正しい自然歩とは如何なるものであるかといへば、まづ歩數、歩幅は性、年齢、體格等の差異によつて一概にはきめられないが、歩數は一般には子供が多く、婦人、大人の男子、老人といふ順序で、歩幅は大人の男子が一番廣く、婦人、老人、子供といふ順序で狭くなつてゐる。軍隊の速度は、一分間百十四歩、



練習方き歩てせは合にド一コレ

歩幅は踵から踵まで七十五種とされてゐる。しかし、日本人の大人について一般にいへば、特別に物を持たないで平地を歩く場合は、凡そ歩幅八十種から八十五種、歩數一分間約

歩位を標準とする。勿論、服装や、履物の如何によつて、影響されるところが大きいことはいふまでもない。いづれにしても、これ位の歩數と歩幅で歩くことは、歩行の能率を

百二十歩から百二十五歩が適當な標準と考へられる。大人の女子については、歩幅は七十五種から八十種の標準的歩行によると、一分間に凡そ百米、十分間に一キロ、従つて四キロ(二里)を約四十分から四十五分位で歩く能力になり、四十キロ(十里)を八時間乃至九時間で歩く能力の基準となる。一寸考へると、歩數が多くなると歩幅が縮少するやうに考へられるが、歩數が多くなれば自然加速度が加はり一定限度まで歩幅は延びるものである。次に正しい歩態について何よりも大切なことは、上體の姿勢を正しく保つて歩くことである。歩くことは二本の脚を交互に淡然と動かして



るやうだが、體の重心部である腰、腹が中心になつて、脚は勿論、上體も肩も腕も頭も同時に有機的に作用してゐるもので、頭を下に曲げれば胸體も、腕も脚も、全身がその體勢に擧つて調和するやうな姿勢をとるものである。従つて體の一部分だけの姿勢について切離しては考へられないが、先づ頭を眞直ぐに保ち、目は前方や、高めの位置に注ぐことが大切である。一般には傾を前につき出す姿勢のものが多いやうだが、頸筋を伸ばし、軽く引きしめるやうにして、頭を肩の上に正しくのせることは姿勢の基本である。胸は心もち張り氣味にして、腹部を折らず、膝下丹田に心氣を充實させて、腰の上に安定させるのである。

脚の運びは後脚が地面を離れるや膝の力を抜いて振動を利用して滑らかに前方に振出し、股は必要以上に高く上げない。振り出された前脚は地につく前に一度十分伸ばされて、幾分踵が先につき、それと同時に體重がその上に乗つて來ねばならぬ。脚は結局、地につくときと、後脚で地面を押し離す時と二回完全に膝が伸びる時があることになる。正しい歩行はこの動行を滑らかに、リズム的に調子よく繰返すことになるのである。脚を引ずつたり、膝がいつも曲つたまゝであつたり、足先から地面に着いたり、振り出す時に力が入つてゐたりするのはよい歩き方ではない。足は足先を眞直ぐ前にむけて、一本の線の兩側をふむ

やうに運び、外輪内輪にならず、また脚の運びを側方からでなく、眞直ぐに前方に振出すのが正しいのである。内輪の歩き方は、日本婦人の絶體多數の歩き方であるが、これは和服の裾や頭髮の關係や、或ひは徳川時代の婦人觀などから影響されたものであらうが、決して人間自然の美しい健康的な歩行とはいはれない。人は靴や下駄の踵の減り方のやうに、様々の歩き方をしてゐるが、心がけ一つで、随分矯正されるものである。歩き方には腕の振り方がかなり關係する。腕は肩の力を抜いて自然にたれ、脚に合せて肩から軽く前後に振るのである。肩が凝つてゐたり、肘から先だけを動かしたり、腕が體

の前方で交叉するやうな振り方はよくない。以上、要するに頭を起し胸の張つた、正しい姿勢の上體が凝りのない、滑らかな脚の運びに乗つて、腰部から相當の推進力をもつて、颯爽と力強く歩くのが正しい自然歩である。

以上、正しい歩き方について述べたが、これは單に歩く方法の説明に過ぎないのであつて、まづ歩くことが先決問題である。歩くことを繰返し、歩きに年期をかけることによつて、自然にこの正しい歩行が生れて來ることを知らねばならない。さらに歩行を精神上から考へると、積極的躍進の國民的生活態度を、この歩行の中に見出し、二歩一歩と推進の喜びと強い意氣をもつて

### 努めて歩け!!

歩く心持が大切である。しかも歩行の境地は、あらゆる雑念から離れ、注意力を集中統一して、全體の者が完全に一體になつて、歩行の嚴肅なりリズムにのることによつて、感激溢れる民族協和の團結の精神が養成されるのである。勿論時間的に餘裕を作り得る人は、一日の生活プログラムの中に一定時間を歩行のためにとり、毎日習慣的に散歩等を実行すれば實に健康上効果のあることはいふまでもない。さらに進んでは歩行のために特定の日を設けて一週一回は平常よりも遠距離に歩行するとか、一月に一回とか二回とか相當遠距離歩行のコースを選んで敢行することも結構なことである。このやうな場合は一家族うち揃つて歩行し、自然の風物を賞





で或ひは神社佛閣に詣で、或ひは名所舊蹟を訪ねるやうに計畫すれば一層意義深いものになる。

歩行運動を會社、工場、商店等で従業員に團體的に實行したり、國民組織の下部機構である常會等で勵行を申し合せ、一つの行事として歩行を組織的に實行すれば、たゞに保健的効果だけでなく、團體的訓練の上からも一層有意義なものとなつてくる。獨りで歩くよりも友を得、團體を組んで齊々と歩行すれば、樂しさも一層深くなり、自然と和親協同の精神が涵養されることにもなる。歩行は英國ではハイキング、ドイツではワンダーフォーゲルといはれ、いづれも隊を組んで山野を跋渉し、祖國に對する認識を深める國民運動に

まで發達して來たものであるが、わが國では昔から心身鍛錬の方法としてかなり廣く國民の各階層に行はれてゐたものである。例へば武士の武者修業、僧侶、文人、墨客の巡歴行脚、一般の宗教的廻路巡禮とか、また他方にはそれ／＼季節に應じた縁日、物見、登山或ひはまた講社中、檀家等の團體を組織して靈山參詣、神社佛閣の廻路等、眞に歩行を愛好し自然を樂しむ國民であつたのである。

最後に歩行運動の實踐に當つて守らねばならない公徳がある。左側通行、交通標識の嚴守等はいふまでもない。二人以上横に並んで廣くもない道を一ぱいに歩くのはよくない。二人まではよいとして、それ以上は縦に重なるべきである。煙草をすつたり物を

たべながら道を歩くことなども面白くない。道路に痰唾を吐かぬこと、道路を汚さぬこと、自然の風物を愛護して破損しないこと等々、守るべき公衆道徳は歩行の中にも随分多い。

最近わが國でも種々の方法で歩行が奨励され、學校は勿論會社、工場その他一般にも歩行の實行團體等々へ出來て、歩く者の多くなつて來たことは喜ばしいことである。しかしながら、さらに普及し國民生活の中に織込まれ、生活化され、國民の訓練にまで導かれるまでにはかなりの隔りがある。非常時局下國民の務めとして、生活面にあらはれるこの具體的な「歩く」といふ項目を是非とらあけて實行に移したいものである。

——國際時事解説——

# イラクの情勢

去る五月二日、遂に反英抗戦を展開した極西アジアのイラクは、その後英國側に増援軍到着するや戰況次第に不利となつたが、最近ドイツ機ならびに伊空軍先遣部隊のイラク赴援實現と共に再びその活潑化が傳へられるに至つた。

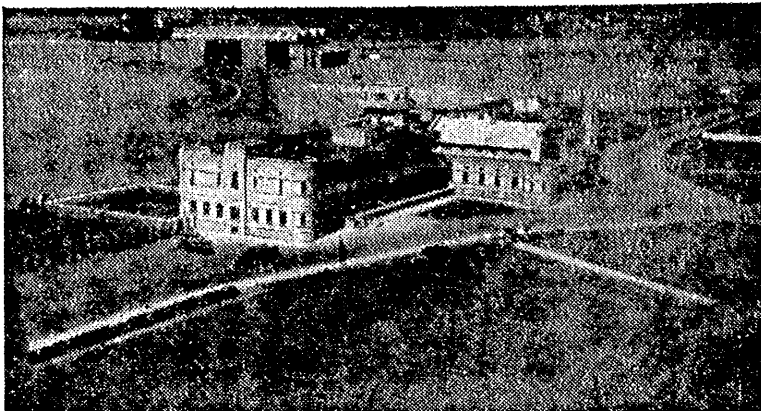
一方、抗戰開始と併行してイラク外交は積極的に展開され、まづ五日、去る一九三九年九月獨英開戦と同時に英イ同盟條約に基づいて斷絶した對獨外交關係の復活決定を傳へ、對ソ外交關係の設定を計り、ついで二十日のベルリン經由バグダッド情報によると、イラク政府は急遽駐獨公使を任命することになり、またイラク藏相とサウディ・アラビア國王の會談の進捗、さらにイエーメンに出張中のイラク軍事使節團もイエーメン當局者と會談續行中と傳へられる等、同國今後の成行きは極めて注目されるに至つた。

## 油田をめぐる爭奪戰

イラク國は、ユーフラテス及びチグリス兩河流域の古代文明發祥の地メソポタミアとして知られ、有史以來東西兩文化の交流地點となつてきたところで、一四五三年以後はトルコに征服され、その治下にあつて壓政に苦んでゐたが、前大戦中英國の援助の下にトルコの羈絆を脱して獨立し、國號をイラクと定め、國際聯盟の設立に伴ひ委任統治國として英國の治下に入り、その間一九二二年十月及び一九三〇年六月に英國と同盟條約を結び、ついで一九三二年に國際聯盟の加盟國となり委任統治は廢止され、全く獨立國としての態様を整へるに至つた。

その廣さ臺灣の八倍半に近く、人口概數三百五十六萬（一





き込まれた  
くないと念  
願しつゝあ  
つた點にあ  
る。  
かゝる底  
流が遂に四  
月三日に爆  
発して、ハ  
シミ内閣打  
倒のターデ  
クターとなつ  
た。即ち、  
英國側と緊  
密に結び、  
刻々とイラ  
クを参戦へ  
と引きずつ  
てゆくハシミ内閣を、一刻も早く倒さなければ將來どんな  
ことになるかも知れないといふ國民的不安が期せずして  
クーデターとなり、それはイラク軍参謀總長のアミン・ザ  
キ將軍を中心に行はれたが、事態の收拾にガイラニ前首相  
が推されたのであつた。かくしてガイラニ首相の復活によ  
つて、英國のイラク工作は全く挫折し、一方バルカン戦線  
における全面的敗退に接した英國側は強力手段を以て迅速  
に近東防備線を強化すべき必要に迫られ、四月十九日、突  
如英軍大兵力のバスラ港上陸となつた。この兵力が單なる  
通過だけを目的とするものではなく、イラクの實力抑壓を  
も目的としたものであつたことは、當時の情勢から見ても  
一般に肯定されたところである。  
なほ、これよりさき英國イラク間の關係を規定したもの  
は一九三〇年の英イ同盟條約で、「兩國の二國が戦争に入  
る場合、他の一國は同盟國としてこれを援助することにな  
つてをり、また英國の重要交通路保護のため、バスラ近郊  
に數ヶ所、ユーフラテス河西岸に一ヶ所を空軍根據地とし  
て英國に使用を許可してゐる。

英國としては同盟國としての特權から英軍のイラク通過  
を要求し、既に一部は實施したが、これに對し、イラクは一  
定數以上の英國兵が國內に滞留することを拒み、さきの上  
陸した英部隊がイラクを出發した後に次の部隊の上陸を許  
可せんと主張し、英イ間に意見の對立を生ずるに至つた。  
且つ、今次大戰の勃發以來、モスコール油田地方ならびに  
モスコールのキルクックとバレスタインのハイファ間の油送  
管整備のため、英國は右地域に空軍を大規模に増強し、こ  
れが英國のイラクに對する經濟的支配と相俟つて、著るしく  
イラク國民の不滿を強め、加へて英國のバルカン及び北ア  
フリカにおける敗退を機に同國の反英傾向に拍車がかけら  
れるに至つたものである。

### つひに反英戦端開く

かくて、英兵通過問題をめぐり、英イ關係は次第に險惡  
となり、五月一日、ガイラニ・イラク首相は、國民の對英  
開戦決意を促す布告を發し、英側もイラクとの緊迫した國  
交關係の事實を確認し、翌二日、バグダッド西方六十哩の

ハバニアにある英空軍基地で英イ兩軍は遂に衝突し激戦  
を展開するに至り、これにより英國は貴重な石油の供給を  
絶たれ、且つ歐亞を結ぶ重要空軍基地を脅かされ、今後の  
エジプト作戦において後方防備にも脅威を感じることにな  
つたのである。

一方、エジプト政府は五日、イラク政府に對し、英國と  
和平解決を行ふやうに要請し、またトルコ政府も同日、英  
イ兩國に對し調停方申入れを行つた。これに對し、英當局は  
同日右申入れを拒絶せざるを得ない旨を言明したが、イラ  
ク當局も英軍がイラク全土より退去せざる限りトルコ政府  
の申入れは拒絶するより致し方なしと強硬態度を表明し、  
商議解決は見込のないことが明らかとなつた。

なほ同五日、イラク政府は、一昨年九月獨英開戦と同時  
に英イ同盟條約に基づき斷絶してきた對獨外交關係の再開  
を決し、ついで八日、シャウカット陸相をトルコに派遣し  
て長時間トルコ當局者と重要會談せしめた。

また、十一日に至り、ソ聯とイラクとの外交關係成立が  
次の通りソ聯當局から發表され、英イ激戦中の折柄とて甚

だ注視されたのであつた。

一九四〇年末、イラク政府は駐土イラク公使を介して再三ソ聯政府に對し、イラク政府はソ聯政府と外交關係の設定を欲し、併せてソ聯政府がイラクを含むアラブ諸國の獨立承認乃至は承認宣言を行ふように申入れて來た。

これに對しソ聯政府は、熟議の上、未だその機に達せずとイラク政府に回答した。本年五月三日、イラク政府はトルコ駐節のソ聯大使を通じて再度、ソ聯イラク間の外交關係確立を提議して來た。この提案の中には前回の如きアラブ諸國の獨立を承認する條項は含まれてゐなかつた。よつてソ聯政府は、ソ聯イラク間の外交關係設定に關するイラク政府の要求を容れることに決した。

これと前後してイラク政府は、對英紛争の經過に關し次の要旨を含む政府報告書を發表する手順を進めた。

「四月一日クーデターの最中、イラク攝政アブドゥラ・イライハ殿下は、ハバニヤの英軍兵營に避難した後、英軍用機でバスラへ逃避した。

四月十四日、英大使は八萬人の英軍隊の通過を要求、毎回八

千人づゝ十回で通過する取極めが成立した。そして同十八日、

最初の部隊がバスラ港に到着したが、英當局はその軍隊を氣候に馴れさせるためと稱し、十日間のイラク國內滞留を申出た。

しかるに十日を経るも英軍はイラクより移動する模様のなきのみか、却つて新しい部隊が續々バスラに上陸した。

よつてイラク軍は、ハバニヤ兵營の英軍が新到着の部隊と合體するのを防ぐために急遽手配したが、それに對し五月二日、英軍側はイラク軍に挑戦し來たり遂に戦端開始となつたものである。」

かくて五月十五日に至り、英當局は、ガイラニ・イラク首相の要請によりドイツ機數臺がイラクに飛來した旨を發表し、一方、英空軍はドイツ機のシリア到着の情報を接するや直ちに行動を起し、シリア各飛行場の爆撃を開始したが、これについてフランス通信社は次のやうに報じたのであつた。

「最近多數のドイツ機がシリア上空を通過、イラク方面に飛び去つたが、その中十六機がシリアの飛行場に不時着した。佛當局は獨佛休戦協定の規定に基づき、これら獨機が出来るだけ



兵英の備警管送油

早くシリアを離れることを要求した。

### イタリヤの救援と戦火の擴大

なほ、十七日にはイタリヤ空軍先遣部隊がドイツ空軍と協同作戦のためイラクに到着した旨、伊軍司令部から發表され、さしも優勢な英軍の攻撃の前に潰滅に瀕してゐたかに見えたイラク軍は果敢バスラその他各地で英軍に反撃を加へ始めた。

かくしてシリアにおける英空軍の爆撃に對しフランス軍の反撃も開始され、それら地方の戦火は好むと好まざるとに拘はらずますます擴大の形勢にあり、英國の威信失墜とともにアラブ諸國の反英抗争はいよいよ重大化せんとし、これとともにトルコ及びエジプトの態度も微妙な動きを見せつゝあることが注目されるのである。

### 訂正

題辭三九號所載、出擊發動運動のその後の中三四頁上段六行目「實數は二五二四名」となつてゐる分ありますが、それは、三〇七名と訂正願ひます。

露光量違いにより重複撮影

官廳編纂圖書紹介

- ◇大陸戦史(陸軍省報道部編) 本書は書と文よりなつてをり、支那事變の経過を興味深く述べてある。(第1-9六頁 定価二圓 送料一五錢 發行東京市京橋區本橋町八ノ八洲ビル陸軍監製社 振替東京八三六一四番)
- ◇歴代御製集(謹訂版)(國民精神文化研究所編) 教科用として御歴代の御製を謹輯したもの。(第1-2六頁 定価二圓 送料一四錢 發行東京市品川區大崎若九二八國民精神文化研究所)
- ◇立入宗廟文書(川端道喜文書)(國民精神文化研究所編) 立入宗廟、磯貝久次、川端道喜の勲章の事蹟を収めたもの。(四六頁 定価三圓 送料二圓 發行國民精神文化研究所)
- ◇三養本金葉和歌集(國民精神文化研究所編) 本書は國民精神文化文獻の第九輯である。(ワタナベ版 定価二圓 送料二錢 發行國民精神文化研究所)
- ◇松宮觀山集(第四卷)(國民精神文化研究所編) 北條流兵衛宗觀山の第四集である。(第1-6〇頁 定価五圓 送料三錢 發行國民精神文化研究所)
- ◇日本佛教思想資料集(國民精神文化研究所編) 本書はわが國の佛教思想資料を蒐集整理したものである。(第1-2八三頁 定価八圓五錢 送料三錢 發行國民精神文化研究所)

文部省推薦圖書紹介

- ◇維新史(第三卷)(維新史料編纂事務局編) 本書は文久二年より元治元年に亘る史實を漏れなく収録してある。(第1-7二頁 定価四圓八〇錢 送料三錢 發行東京市麹町區藤ヶ崎三丁目文部省内務史料編纂事務局)
- ◇維新史料綱要(卷三)(維新史料編纂事務局編) 安政五年七月より文久元年十二月までの史料を蒐めたもの。(第1-5三頁 定価六圓 送料三錢 發行維新史料編纂事務局)
- ◇大日本維新史料(第二編ノ三)(維新史料編纂事務局編) 安政元年二月朔日より同日までの史料を蒐む。(第1-9九三頁 定価八圓 送料三錢 發行維新史料編纂事務局)
- ◇らくだの耳(長尾巖著) 本書は幼児或ひは國民學校低学年の兒童達に、父母や兄弟や保母或ひは教師としての立場から話して聞かせるのに適當と思はれる話を四十四篇程収めたものである。(第1-2四〇頁 定価一圓五〇錢 送料一四錢 發行東京市麹町區六番町六原生園 振替東京九六〇〇番)
- ◇新日本少年少女文庫 海外に雄飛した人々(菊池寛著) 國史に輝く國民發展の状況を少年向りに述べたもので、わが祖先が如何に三韓或ひは唐、支那海を雄飛したかを興味深く述べてある。(第1-2八七頁 定価一圓五〇錢 送料一四錢 發行東京市牛込區大塚町七一新報社 振替東京八〇八番)

週報

昭和十六年五月二十八日  
編輯部 東京市麹町區藤ヶ崎三丁目  
發行部 東京市麹町區大塚町七  
印刷部 東京市麹町區大塚町七

定価 一部 五錢  
▲外國郵便に依る場合は送料別  
▲従約配達郵便の方は送料別(送料別は送料別)  
▲郵中以下さい  
▲特大號の場合は其の郵便物料金より送料別を申し渡す

申請所 内閣印刷局發行課  
電話九ノ内三五一一九  
電話東京一九〇〇番  
全國各地官報販賣所  
各書店・驛賣店

御注意 ▲本誌より轉載の場合は必ず「國報附録」として轉載の旨を明記し、その轉載を請願し、國報附録部宛に御送り下さい  
▲本誌附録の無償轉載は御送り下さい  
▲本誌附録に對する御寄稿や圖表に對しての御寄稿も、別冊附録部宛にお知らせ下さい  
▲本誌を他へ送りの場合は郵税一部五錢  
▲本誌へ廣告郵券送りの場合は内閣印刷局へ

理想的な  
国防貯蓄として  
生命保険を

片倉生命

東京 橋





週報 週報は民一億の回覧板

報

昭和十二年十月二十八日 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日発行)



理想の国防貯蓄

徴兵保険  
出世保険

# 富國徴兵

東京・日比谷

内閣印刷局印刷發行

(判A5規格規定國はさき大の書本)